

## 【売買契約条項】

### 第1条（目的）

甲は、契約要項（1）記載の物件（以下「本件売買物件」という。）を、次条以下に定めるところにより乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

### 第2条（契約の成立）

本件契約は、売買契約書の締結、又は甲が指定した事項を明示した所定の注文書により、乙が甲に対し発注し、甲が所定の注文請書を乙に送付し、乙に到達したときに成立する。

### 第3条（任意解除）

- 1 甲及び乙は、本件売買物件の引渡し前に限り、本件契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、解除する場合には、以下の規定に従うものとする。
  - （1）甲が解除する場合、甲は、乙に対し、受領済みの本件売買代金の全額を速やかに返還する。
  - （2）乙が解除する場合、乙は、甲に対し、本件売買代金の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

### 第4条（売買代金）

本件売買物件の売買代金（以下「本件売買代金」という。）は、契約要項（2）記載のとおりとする。

### 第5条（引渡し、検査及び契約不適合責任）

- 1 甲は、自己の責任と費用負担において、契約要項（3）記載の期日（以下「本件引渡期日」という。）に、契約要項（4）記載の場所（以下「本件引渡場所」という。）において、本件売買物件を乙に引渡す。ただし、乙が通常より費用が増加する引渡し方法を指定した場合には、乙は引渡し費用を負担するものとする。
- 2 乙は、甲より引渡しを受けた本件売買物件を直ちに検査し、合格したものを検収する。
- 3 前項による検査の結果、引渡された本件売買物件に種類、品質又は数量に関して本件契約の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）があった場合、乙は、当該本件売買物件の引渡し後7営業日以内に、具体的な不適合の内容を示して甲に通知し、14営業日以上期間を定めて、本件売買物件の修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を催告する。この場合、甲は、乙の選択に従い、甲の責任と費用負担にて履行の追完をする。尚、以降の乙の検査については、前項の定めを準用する。
- 4 乙が前項に定める履行の追完を催告したにも拘わらず、甲が乙の定めた期間内に履行の追完をしないときは、乙は、甲に対し、不適合のある本件売買物件の引取り及び不適合のある本件売買物件の代金減額を請求することができる。
- 5 乙が本件売買物件の引渡し後7営業日以内に第3項に定める通知を行わなかったときは、本件売買物件は乙の検査に合格したものとみなす。
- 6 第2項の定める検査では発見できない不適合（数量不足を除く。本条において以下同じ。）があったときは、本件売買物件の乙の検収後3ヶ月以内に、乙が甲に対し具体的な不適合の内容を示して第3項に定める履行の追完を催告した場合に限り、甲は、乙の選択に従い、第3項に定める履行の追完をする。
- 7 乙が前項の履行の追完を催告したにも拘わらず、甲が乙の定めた期間内に履行の追完をしないときは、乙は、甲に対し、不適合のある本件売買物件の引取り及び不適合のある本件売買物件の代金減額を請求することができる。
- 8 本条に定める事項以外には、甲は、如何なる保証責任及び契約不適合に関する責任を負わないものとする。

### 第6条（代金の支払い）

乙は、本件売買代金を、契約要項（5）記載の期日（以下「本件支払期日」という。）限り、契約要項（6）記載の銀行口座に振込みにて甲に支払う。尚、消費税および国内発送料は甲は負担し、振込手数料は乙の負担とする。

### 第7条（所有権の移転及び危険負担）

- 1 本件売買物件に係る所有権は、乙の甲に対する本件売買代金の全額の支払いが完了した時点を以って、甲から乙に移転する。
- 2 本件売買物件の引渡し前に生じた本件売買物件の滅失、損傷、変質その他の損害（本条において以下「滅失等」という。）は乙の責に帰すべき事由によるものを除き甲が負担し、本件売買物件の引渡し後に生じた本件売買物件の滅失等は甲の責に帰すべき事由によるものを除き乙が負担する。

### 第8条（秘密保持）

乙は、本件契約及び本件契約に関連する協議及び交渉の内容並びにこれらに関連して知得した甲に関する情報及び本件契約の内容について、厳にその秘密を保持するものとし、これを第三者に開示、漏洩又は示唆してはならず、本件契約に基づく権利の行使又は義務の履行のためにのみこれを使用するものとする。

### 第9条（損害賠償）

甲及び乙は、本件契約に基づく自己の義務の違反（但し、自己の責めに帰すべきものに限る。）に起因して相手方当事者が損害、損失又は費用等（本条において以下「損害等」という。）を被った場合には、相手方当事者に対し、その損害等を賠償又は補償する。但し、甲又は乙が相手方当事者に対して賠償又は補償する損害等の範囲は、自己の責に帰すべき事由に起因して相手方当事者に現実発生した直接且つ具体的な通常損害に限るものとし、またその賠償又は補償する金額は本件売買代金と同額の金額を限度とする。

#### **第10条（契約の解除）**

1. 甲又は乙は、相手方当事者が本件契約に基づく義務の履行を怠った場合、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方当事者が当該期間中にその不履行の事項を解消しないときは、本件契約を解除することができる。
2. 甲又は乙の一方について、前項に反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
3. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
4. 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### **第11条（反社会的勢力の排除）**

甲及び乙は、相手方当事者に対し、本件契約締結時及び本件売買物件引渡し時において、次の各号の事項を表明し、保証する。

（1）自ら又は自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（これらを総称して、以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（2）反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本件契約の締結及び履行をするものではなく、自らと反社会的勢力とは一切の関係を有しないこと。

#### **第12条（不可抗力）**

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキ、その他の不可抗力等、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により本件契約の履行が不能になった場合は、甲又は乙は、当該不履行につきその責を負わないものとする。

#### **第13条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本件契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本件契約に関する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第14条（規定外事項の協議）**

本件契約に定めのない事項及びその他疑義の生じた事項については、民法その他関係法規に従い、甲及び乙が互いに誠意を以って協議のうえ決定することとする。

#### **第15条（特約事項）**

本件契約の各条項の規定に優先して適用される特約事項は、契約要項（7）記載のとおりとする。